

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定に関するお知らせ

平成 21 年 12 月 4 日
経 済 産 業 省

平成 21 年 12 月 1 日、日・ASEAN 包括経済連携（AJCEP）協定（以下「AJCEP 協定」）は、カンボジアとの間で発効しました。なお、AJCEP 協定は、カンボジアの他にも本日時点で我が国とシンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオス、ブルネイ、マレーシア及びタイとの間で発効しております。

今般、カンボジア政府から、AJCEP 協定の発効に関して、概要以下の情報がありましたので、お知らせいたします。なお、実際の運用の詳細に関しては、カンボジア側当局にご確認ください。

1. AJCEP 協定に基づく原産地証明書（CO）の発給について

AJCEP 協定の発効日（12 月 1 日）から原産地証明書（Form AJ）を発給する準備は整えている。また、遡及発給の準備も整えている。

2. AJCEP 協定に基づく関税率の適用について

現在、AJCEP 協定に基づく特惠関税率を適用するための国内関連法令を準備中。2010 年 1 月 1 日から同国内関連法令を施行する予定。

3. 連続する原産地証明書（Back-to-back CO）（以下「BBCO」）の発給及び受理について

BBCO の発給は AJCEP 協定の発効日（12 月 1 日）より可能。また、BBCO の受理は AJCEP 協定に基づく税率を適用するための国内関連法令の施行後となる予定。

4. 原材料の日・ASEAN 締約国域内における累積の証明のための必要な書類

累積対象となる原材料が AJCEP 下でカンボジアに輸入される場合は、Form AJ を累積の立証資料として用いることが可能。また、AJCEP 下での原産地ルールが満たされていることが確認できれば、ASEAN 自由貿易協定（AFTA）共通有効特惠関税（CEPT）下での Form D を累積の立証資料として用いることが可能。

5. 繊維製品にかかる品目別規則（付属書 2）の 2 工程原産地規則適用における 1 工程目の証明方法

AJCEP 協定下での Form AJ 及び AFTA-CEPT の Form D を立証資料（supporting

document) として用いることが可能（生産者の宣誓書のような自己申告は認められず、当局が証明した書類であることが必要）。

以 上